

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市住之江区平林北二丁目8番23号

氏名 阪南産業株式会社  
代表取締役 高好 章二

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和4年8月16日

許可の有効年月日 令和11年7月15日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ① 廃プラスチック類
- ② 紙くず
- ③ 木くず
- ④ 繊維くず
- ⑤ ゴムくず
- ⑥ 金属くず
- ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

以上7種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年7月16日：当初許可  
平成15年7月16日：更新許可  
平成15年8月5日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：②④）  
平成20年11月18日：更新許可  
平成24年11月1日：優良基準適合  
平成27年10月2日：更新許可（優良基準適合）  
令和4年8月16日：更新許可（優良基準適合）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無